

令和2年第6回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和2年9月1日第6回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 克 浩	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
-----	---------	-------	---------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	池 田 昭 一
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	消 防 長	加 藤 十 二
会 計 管 理 者	洪 谷 憲 夫	総 務 課 長	佐々木 俊 孝
税 務 課 長	早 水 和 洋	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
選挙管理委員会・監査委員事務局長	須 田 徹	市 民 課 長	佐々木 修
教 育 総 務 課 長	池 田 智 成	監 査 委 員	須 藤 金 悦

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和2年9月1日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第5 報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号）
- 第6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第7 報告第6号 継続費精算報告書の報告について
- 第8 議案第59号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第13 議案第64号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第65号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第66号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第67号 市道路線の認定について
- 第17 議案第68号 令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第69号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

- 第19 議案第70号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第71号 令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第72号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第73号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第74号 令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第24 議案第75号 令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第25 議案第76号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第26 議案第77号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第27 議案第78号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第28 議案第79号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第80号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第30 議案第81号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 議案第82号 令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第32 議提第4号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和2年第6回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

なお、発言に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策としてマスク着用のままでお願いいたします。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、14番佐々木敏春議員、15番伊藤竹文議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会

運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） 改めまして、おはようございます。

去る8月25日に議会運営委員会を開催いたし、9月定例会、その他について協議をしておりますので御報告申し上げます。

9月定例会への提出案件は、報告4件、人事案件5件、条例の改正関係3件、単行議案1件、令和元年度決算認定8件、令和2年度補正予算7件、計28件であります。陳情は2件で、一般質問は5人となっております。

既にお配りの日程案をご覧ください。

会期日程は、本日9月1日から9月18日までの18日間とし、本日を本会議、明日9月2日を議案調査日といたしまして、3日、4日の2日間を一般質問といたします。一般質問は、3日に3人、4日に2人となります。土日を挟んだ7日を議案調査日といたしまして、8日に議案質疑、議案等付託、予算・決算委員会設置等を行います。また、8日から17日までを委員会とし、8日から15日までを事務検査ができる期間といたします。18日を最終日として討論、採決を行います。

なお、議案第59号教育委員会の任命について、議案第60号から議案第62号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第63号人権擁護委員候補者の推薦についての議案5件は人事案件ですので、申し合わせにより、議会初日の本日、質疑、討論、採決を行います。また、議提第4号事務検査に関する決議も、本日、質疑、討論、採決を行います。教育委員会委員の任命について採決は無記名投票を行い、固定資産評価審査委員会委員の選任、人権擁護委員候補者の推薦及び事務検査につきましては起立採決としたいと思います。

そのほかでございます。本日は、本会議終了後、議会全員協議会を開催し、その後に政策検討会議、最終日議決予定の議員派遣等の件などの確認を行いたいと思います。政策検討会議は、初会議を招集し、各会議の委員長の選任と方針の確認を行います。

なお、詳細については、本日の議会全員協議会で御説明申し上げます。

8日火曜日は議案質疑、委員会設置の本会議終了後、各委員会の日程確認等を行ってください。また、9月3日木曜日は、備品購入契約の締結についての議案1件が追加提案される予定となっておりますことから、3日同日、本会議前の9時30分から議会運営委員会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。4日金曜日は、広報広聴委員会を予定しております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの18日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。議案第59号教育委員会委員の任命について、議案第60

号から議案第62号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第63号人権擁護委員候補者の推薦についての議案5件、議提第4号事務検査に関する決議については、申し合わせ及び会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日全ての提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から市政報告をさせていただきたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

感染症対策本部の対応等についてであります。

8月5日の第15回対策本部会議では、全国的な感染拡大傾向を踏まえ、職員の出張や私的旅行、来客等の受け入れについて、首都圏との往來を原則禁止し、その他の感染拡大が続いている地域との往來も、真にやむを得ない場合に限定する方針を決定しております。また、市民に対しては、防災あんしんメールやホームページ等を通じて、感染拡大が進む地域との往來に関して注意喚起を行っております。

8月28日の第16回対策本部会議では、県内でのクラスター（感染者集団）の発生や、由利本荘保健所管内での感染者が確認されたことなどを踏まえ、市や市以外の団体が主催するイベント等の開催基準等について、国と同様に、自粛や制限の適用期間を9月30日まで延長することを決定しております。

今後も、市民一人一人に「新しい生活様式」の習慣化を図るとともに、迅速に情報を提供し、必要な支援策を講じてまいります。

次に、仮設診療所の開設についてであります。

県の方針により2次医療圏ごとに整備される帰国者・接触者外来の仮設診療所が由利本荘市内に設置され、8月12日から受け入れが可能となっております。

休日応急診療所の敷地内にユニットハウスが設置され、医師1人、看護師1人、事務2人の体制とし、由利本荘管内の医師が当番制で、帰国者・接触者相談センターや保健所からの依頼により、PCR検査に係る検体の採取や解熱剤の処方など、感染疑いのある患者の対応に当たっております。

検体は、受診者が自らだ液を車内で採取し、接触を極力避けるために問診も車に乗ったまま携帯電話で行う方式となります。現時点では水曜日のみの対応となりますが、状況によって開設日数を増やすこととしております。

次に、インフルエンザ予防接種の費用助成についてであります。

今後、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行が重なった場合、医療現場の混乱が懸念されるため、市民を対象としたインフルエンザ予防接種の費用助成を拡大することとし、先の臨時会で補正予算を議決いただいたところであります。現在、地元医師会と実施方法等に関する具体

的な協議を行っており、市民への周知に向けて準備を進めております。

また、8月21日に開催された全県の市町村長会議において、県知事に対して、高齢者や持病のある人、子どもを含め、多くの人がインフルエンザの予防接種を受けられるよう、ワクチンの安定供給について国への働きかけを要望したところ、全国知事会などを通じて国に求めていくとの回答を得ております。

今後も、国県への働きかけや連携を継続し、市独自の対応も検討しながら、効果的な感染症対策を講じてまいります。

次に、国の特別定額給付金についてであります。

本市では、5月15日に申請書類を一斉に発送し、5月18日から郵送、窓口、オンラインによる申請を受け付けたところ、市民の関心が非常に高く、6月末の時点で、対象者数97.9%に当たる9,171人に対して給付金の送金を完了しております。

その後も、広報やホームページで事業の周知を継続したほか、未申請者に対しては、文書による個別通知や電話連絡等により申請を呼びかけてまいりました。8月18日をもって申請受付を締め切りましたが、辞退者を除いた未申請者は最終的に18人となり、対象者数の99.8%に当たる9,354人に対して、合計24億850万円を送金して給付事業を終了しております。

次に、介護保険料の減免についてであります。

国の緊急経済対策として、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合、被保険者の介護保険料が全額免除、収入減少が見込まれる場合は一部免除されます。

関係条例の改正については、本荘由利広域市町村圏組合において6月30日付けで専決処分されており、既に市の広報やホームページを通じて周知し、申請受付を開始しております。

次に、市内の経済状況についてであります。

4月から6月までの本市景況調査では、調査を依頼した65社のうち81.5%に当たる53社から回答がありました。前年同期と比較して「好転」が7社、「横ばい」が11社、「悪化」が35社となっており、景況感は前回調査に引き続き後退しております。

飲食・宿泊業においては、特に今回の調査対象時期に、県から休業や営業時間短縮を要請された期間（4月25日から5月6日）が含まれたため、休業による4月、5月の減収や、例年であれば客足が増える大型連休中の客足の激減などが影響し、前年と比較し「好転」が1社、「悪化」が4社となっております。一部の飲食店においては、市の「おうちdeレストラン事業」による持ち帰り需要により、一時的に売り上げが伸びたとする事業者もありましたが、そうした事業者からも、今後の業況を不安視する声が多くあります。

建設業においては、D I 値——好転企業割合から悪化企業割合を差し引いた値ではありますが、このD I 値がマイナス85.7%と、業種別においても最も収縮が見られました。感染症拡大による受注停止や、取引先への入場制限により施工できなかったとの声もあり、感染症の直接的な影響が顕著でしたが、今後の見通しについては、材料調達の遅れが解消され、受注工事が動きつつあるとの明るい声も寄せられております。

主力の製造業においては、前年と比べ「好転」が4社、「悪化」が17社で、自動車向け電子部品の需要の減少など、取引先からの受注減少を悪化の要因として挙げる声が最も多くなっております。今後の業況見通しについても、商談会の中止など営業機会の喪失も相まって、「好転」するとしては1社のみで、18社が「悪化」と答えており、企業によっては今後さらに厳しい状況が心配されます。

次に、市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、今年2月以降下落が続き、5月末には平成29年6月以来、3年ぶりに1.0倍を割って0.99倍となりました。その後、6月末現在では、有効求職者数1,474人に対し求人数が1,481人と、有効求人倍率は1.04倍となり、4ヵ月ぶりに上昇に転じておりますが、前年同月比で0.27ポイント減少しており、楽観視できる状況ではありません。

また、市内企業の雇用情勢を直視しますと、国の雇用調整助成金の活用により、どうにか雇用を維持している企業も多く、事業主都合による解雇や雇い止めが今後拡大する懸念も高まり、雇用を支える企業経営そのものを含め、予断を許さない状況となっております。

次に、高校生の就職状況についてであります。

来春の高校卒業予定者に対する求人受付が、6月1日よりハローワークで開始されております。ハローワーク本荘での受付状況は、6月末現在、求人数が前年同期比で79人減の309人、求人を提出した事業所は前年同期比で20社減の68事業所となっております。一方、管内の高校卒業予定者のうち就職希望者は、前年に比べ54人減の283人で、就職希望地は県内が前年に比べ42人減の216人、県外は前年に比べ12人減の67人となっております。依然、求人数が就職希望者数を上回っているものの、求人なしという職種もあり、求人内容に大きな偏りが生じております。

職種別の求人数では、製造業は前年に比べ39人減の202人、飲食・宿泊業は5人減の求人数ゼロ人、卸小売業は11人減の8人と、感染症の影響が数字にあらわれており、職業の選択肢が狭まるなど、就職活動への大きな影響が懸念されております。

「にかほ市雇用拡大奨励金事業」についてであります。

市内事業所においても、感染症拡大の影響により解雇や雇い止めなど非自発的離職が今後拡大する懸念があることから、そうした離職者を雇い入れた市内事業者に対し雇用奨励金を支給することにより、失業者の早期再就職を促進するため、「にかほ市雇用拡大奨励金事業」を実施いたします。

離職者等の雇用1人当たり、正規雇用30万円、非正規雇用等15万円の案で、概算人数70人分、1,500万円を今回の補正予算に計上しております。

にかほ市事業継続応援給付金についてであります。

幅広い業種の経営持続化を後押しするため、昨年に比べて売り上げが20%以上の減収月がある事業者を対象とした「にかほ市事業継続応援給付金」について、6月15日から申請を受け付けております。

8月21日現在で493件、9,860万円の給付を決定しており、内訳は、法人事業者が139件、個人事業者が354件となっております。主な業種別では、製造業が経済センサスによる事業所数149社のうち78%に当たる117件の申請があり、申請割合、申請数ともに最も高くなっております。また、建設業

も事業所数153社のうち69%に当たる106件が申請済みとなっておりますが、事業所数で最も多くを占める卸小売業は、299社のうち申請件数は118件、申請割合は39%にとどまっております。

本給付金は今年12月までの売り上げ減少者が申請可能ですので、経済低迷の長期化により今後新たに対象となる事業者も見込まれることから、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、にかほ市テイクアウト等消費還元事業についてであります。

飲食店のテイクアウト等を市民が利用することでポイントが貯まり、利用額の概ね半額相当の商品券に交換できる「食べて応援プロジェクト（おうちd e レストラン）」を5月15日から実施しました。事業の開始直後から大きな反響があり、好評のうちに多くの市民の皆様から支援をいただいた結果、予定よりも早く商品券還元総額に達したため、7月26日をもってポイントの付与を終了しました。

最終的にはスタンプカード1万6,402枚の返信があり、利用された市民への還元総額は3,280万4,000円、参加した飲食店においては、合わせて6,560万円以上の売り上げにつながっております。

次に、県民誘客支援事業についてであります。

コロナ禍により落ち込んだ特産品等の観光消費を支援するため、7月から8月に市内宿泊施設に宿泊する18歳以上の県民に対し、3,000円相当の市内特産品セットを配布する「にかほ大作戦」を実施しました。当初予定した1,000人分を大幅に上回る反響を受け、先の臨時議会で補正予算を議決いただき、合計3,000人分まで拡大したところですが、8月3日午後6時には先着予約3,000人に達したため、予約の受付を終了しております。

現在、宿泊実績を確認しておりますが、7月から8月の県内からの宿泊利用者は、コロナ禍においても昨年並みの実績が見込まれております。

次に、最近の市政についてであります。

初めに、普通交付税についてであります。

今年度の普通交付税は、52億3,831万円と算定され、前年度確定額に対し1.0%、5,523万9,000円の減となっております。また、臨時財政対策債においても、前年度に比べ2,989万8,000円、9.0%減少しておりますので、実質的な交付額では8,513万7,000円の減となっております。

交付額の決定に伴い、普通交付税と臨時財政対策債の歳入予算について、それぞれ補正計上しております。

次に、株式会社プレステージ・インターナショナルの新拠点計画についてであります。

令和4年3月の操業開始を目指し、本市平沢地内に建設準備を進めている同社の新拠点計画について、7月1日に同社より本市に対し基本設計決定の報告がありました。新拠点の呼称は「秋田BPOにかほキャンパス」で、建物のコンセプトを「NIKAHO Terrace（にかほてらす）／島風」とし、象潟九十九島をイメージした中庭テラスを中心に広がる3棟の執務空間と、柔らかなカーブを描いた1棟の交流空間から構成されております。

市が貸与する敷地面積は約2万6,000平方メートルで、同社が建設する建物は鉄骨平屋建ての延床面積約4,600平方メートルの計画となっております。建物には従業員数500人を収容する執務空間のほかに、カフェテリアやトレーニングスタジオ、研修室など、地域の方々も利用できるエリアも計

画されております。

なお、建設工事の設計施工業者は大手ゼネコンの前田建設工業株式会社で、今年度中に着工し、令和3年12月までに建物工事の完了を予定しております。

次に、移住・Uターンの促進に向けた取り組みについてであります。

感染症拡大の影響により、県主催による8月のAターンフェア in 秋田及び9月のAターンフェア in 仙台が中止となり、10月のふるさと回帰フェアについてもオンラインイベントに変更されるなど、今年度は首都圏等に出向いての移住希望者への直接PRや個別相談ができない状況が続いております。

このような状況下でも、首都圏等からの移住希望者登録数は順調に推移しており、地方回帰の機運の高まりに対応するため、新たにオンラインによる移住相談を開始するなど、コロナ禍に対応した移住促進事業に取り組んでおります。

一方、移住者への住居支援の一つである空き家情報バンクについて、これまでは建物の状態を写真のみで公開しておりましたが、移住リエゾンが空き家の外観や室内の様子を動画で撮影し、SNSで情報発信したところ、当該物件の内見希望者が殺到するなど、今までにはなかった手応えを得ていることから、今後も引き続きSNS等による情報発信を継続し、マッチングを図ってまいります。

また、空き家を活用した移住希望者の住まい確保策の一環として、市の広報で空き家の提供を呼びかけたところ、移住施策に適した空き家2棟を市が借り上げることができたため、移住者向け賃貸住宅及びお試し移住住宅として活用するための関連予算を補正予算に計上しております。

次に、若者の地元定着についてであります。

例年、管内企業約50社が参加する高卒求人情報説明会が中止となり、首都圏等からの移動自粛により、事業所の職場見学等も困難な状況が続いております。

市では、学卒者の企業情報収集と地元企業の採用活動に役立つよう、希望があった市内事業所5社に専門家を派遣し、オンラインツールを活用した企業説明等が効果的に行えるよう、個別支援を実施しております。この取り組みを市内事業所の新たな採用活動の手法として定着を図るため、参加事業所の追加募集を予定しており、補正予算を計上しております。

また、市主催により、学生の夏休みに合わせて高校生向けの市内企業の見学会を随時実施し、延べ11人が参加しております。8月6日には、市内小学生を対象に「夏休み親子職場見学会」を開催し、参加者数の制限や無線レシーバーによる説明対応など、感染症対策を講じながら、小学生の親子20人が市内5事業所を訪問して工場見学を体験しました。さらに10月には、由利地域振興局との共催により、地元企業約10社が市内の各中学校に出向き、2年生を対象とした「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を実施する予定としております。

今後も、新しい生活様式に応じたイベントを実施することで、市内の子どもたちが地元企業を知る機会を創出し、地場産業への理解が深まるよう促進してまいります。

次に、旧小学校舎の利活用状況についてであります。

旧上浜小学校の利活用については、7月29日に実施したプロポーザル審査会の結果、株式会社ジェ

イアール東日本企画秋田支店の提案を採択し、業務委託契約を締結しております。今後は、サテライトオフィスやワーキングスペースとしての整備、市内外の起業希望者の確保、育成プログラムによる起業人材の育成などを通じて、地域ベンチャーを創出し、拠点の整備と運営体制の構築を図ってまいります。

一方、旧上郷小学校の利活用については、有限会社りすと業務委託契約を締結し、学びの場やコミュニティづくりなど、地域の活性化に向けた情報の発信・収集と、その拠点の整備として校舎の改修などを進めております。

情報発信の媒体としては、スマートフォンやパソコンなどで聴くことができるインターネットラジオの配信を行っており、市民がボタンリレー方式で1人ずつ出演する番組や、私自身がまちづくりの考え方や政策を紹介したり、市民と対談を行う番組なども配信しております。

また、新商品企画やリノベーションについて学ぶワークショップなども現地で開催しており、オンライン方式を併用するなど感染症対策を講じながら、市内外から参加いただいております。

次に、東京2020大会ホストタウン登録に向けた取り組みについてであります

市では、大会参加国の選手を受け入れて交流する「ホストタウン」の登録を目指し、未登録国との提携を探ってきましたが、内閣官房大会推進本部を通じて得た情報をもとに、西アフリカのリベリア共和国とのホストタウン登録に向けて、現在交渉を進めております。リベリア共和国は、山や海の自然環境が本市と似ていることや、前大統領が2011年のノーベル平和賞受賞者であること、そして現在の大統領がヨーロッパで活躍した元プロサッカー選手で、地元の英雄であることなどを勘案し、本市としても交流がしやすく、その意義が高いものと判断したところであります。

ホストタウン登録後は、来年に延期された大会に向けて、相手国のすばらしさを学び、異文化を理解するとともに、どのような取り組みや交流ができるかを市民の皆様と一緒に考えてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

本年度のふるさと納税の状況は、7月末時点で件数が4,582件、寄附額は前年度比2.7倍の7,355万円で、返礼の品では「秋田の納豆」が839件で18.3%を占める人気となっております。

今後も、過去に寄附をいただいた方々とのつながりを大切にするとともに、本市地場製品の魅力をさらにPRするため、新たなポータルサイトへの掲載や工夫を凝らした返礼商品の開発など、寄附額の増加に取り組んでまいります。

次に、聖園学園短期大学との連携協定についてであります。

これまで市では、3歳未満児の保育料完全無償化や「にかほ市ネウボラあのね」の設置など、子育て世帯への独自の支援を行っておりますが、さらなる充実を図るため、学校法人聖園学園・聖園学園短期大学と連携協定を締結することとなりました。

この協定により、学生によるボランティア活動の受け入れや、子育てに関するイベントへの学生派遣のほか、教授等による保護者や保育士等に対する講演会の開催など、様々な活動につながる事が期待されております。

なお、連携協定については、今年10月の締結に向けて、現在協議を進めているところであります。

次に、各種保健事業についてであります。

母子保健事業については、感染症拡大により全国的に乳幼児健診が延期や個別健診への変更を余儀なくされている中で、本市においては、若干の日程調整や実施方法の変更はありましたが、感染予防対策を講じながら、担当医師の御協力により順調に集団検診を実施しております。

また、各種講座や訪問活動については、一時的に個別対応や電話対応に切り替えましたが、現在は妊産婦向けの各種講座も集団での実施を再開しており、概ね計画どおり実施しております。

一方、成人保健事業については、集団で実施するがん検診は、大腸がん検診を除いて全て中止としました。大腸がん検診については、9月中に3地区での実施を予定しております。

医療機関方式で実施する胃がん検診、乳がん・子宮がん検診や人間ドックについては、医療機関で順調に実施しております。

最後に農業についてであります。

稲作の状況は、播種作業が4月12日に最盛期を迎え、その後に気温の低い日が続いたものの生育は概ね順調に推移し、5月12日に最盛期を迎えた田植え後も比較的好天に恵まれたため、苗の活着も良好で順調に生育しております。6月以降も、少雨・多照により目標茎数が十分に確保され、7月以降は天候不良や日照不足で生育が心配されましたが、いもち病の発生もほとんどなく、順調な生育状況となっております。

一方、野菜については、春先は順調に推移しましたが、6月の曇天や7月の長雨の影響により生育が思わしくなく、全国的にも品不足となっていることから、価格は上昇傾向にあります。また、花きは順調に推移し、小菊は7月下旬から8月上旬にかけて最盛期を迎えております。

新型コロナウイルス感染症による農業への影響については、引き続きJAや関係機関との連携を図りながら、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、最近の教育行政について御報告いたします。

初めに、学校の様子についてであります。

今年度は、小・中学校の夏季休業を7月23日から8月17日までとし、8月18日から2学期を実施しております。これにより、臨時休業による学習の遅れをほぼ取り戻すことができました。子どもたちは、感染予防対策を継続しながらも、元気に学校生活を送っております。

2学期は、修学旅行や中学校の学校祭など大きな行事も予定されておりますが、感染状況を見極めながら、子どもたちが安全安心で充実した学校生活を送ることができるよう、学校と連携を密にしております。

児童生徒による各種大会等の結果についてであります。

7月に開催された本荘由利中学校総合体育大会において、仁賀保中学校サッカー部が優勝し、象潟中学校女子水泳部も団体総合で優勝しております。また、同じく水泳女子400メートルフリーレーで象潟中学校が第1位となったほか、個人種目でも金浦中学校男子が2種目で、象潟中学校女子が3種目で第1位となるなど、優秀な成績を収めました。

小・中学校のエアコン設置についてであります。

市内小・中学校の計79の普通教室にエアコン設置を完了し、2学期の始業式8月18日から使用しております。お盆明けから猛暑が続きましたが、児童・生徒らは、快適な環境の中で集中して学習に励んでおります。

にかほ市学生生活緊急支援給付金についてであります。

奨学金を受けている大学生等で、コロナ禍の影響によって生活に経済的な支障が生じている学生に対し、「にかほ市学生生活緊急支援給付金」の制度を設け、学生生活の継続を支援しております。7月31日まで申請を受け付け、申請者全員190人に対して給付金を交付しております。

にかほ市奨学資金特別貸付事業についてであります。

コロナ禍の影響によって経済的に困窮している学生に対し、通常は奨学金の選定基準となる家族の収入や学業成績などを適用せずに学資を貸与しております。7月31日まで申請を受け付け、申請者6人全員に対して奨学金を貸与しております。

市民文化祭についてであります。

市民文化祭の展示部門は、10月24日から来年3月31日まで、各団体2週間ずつ各公民館ギャラリー及びJR仁賀保駅ギャラリーで行い、発表部門は、10月31日、11月1日に、仁賀保勤労青少年ホームを会場に無観客で行い、各公民館でオンライン中継いたします。

仁賀保金七郎の詫び証文についてであります。

8月25日から11月15日まで、仁賀保勤労青少年ホーム展示室で、栃木県鹿沼市等から借用した実物資料の仁賀保金七郎疫病神詫び証文を特設展示しております。また、さらに本市をPRするために、ステッカー等のグッズを製作し、来館者への配布、販売を検討しております。

「おくのほそ道」の日本遺産申請結果についてであります。

文化庁が6月19日に認定した日本遺産に、本市を含む14都県38市区町が申請した「時間と空間を超えた『おくのほそ道』の旅～不易流行の世界へ～」は、三度目の挑戦となった今回も、残念ながら選ばれませんでした。日本遺産の認定は今回で終了の予定ですが、今後も各地域と連携し、「おくのほそ道」最北の目的地・にかほ市象潟をPRしてまいります。

象潟郷土資料館企画展についてであります。

コロナ禍の影響で予定より3ヵ月遅れとなりましたが、9月5日から来年5月23日まで「おくのほそ道の風景～不易流行の世界へ～」と題した企画展を開催いたします。今回の企画展では、芭蕉が見た象潟・九十九島、三崎（大師崎）の変遷や関連する資料などを紹介いたします。

また、「モノクロームから～」と題した池田修三作品展も同時に開催いたします。池田修三作品は、モノクロームから始まり、色彩鮮やかな多色刷りへと移行しました。モノクロームとカラーそれぞれの作品を、前期・後期の2回に分けて展示いたします。

池田修三作品オリジナルフレーム切手についてであります。

昨年好評を博したオリジナルフレーム切手「池田修三木版画集」の第2集として、今年は「ふたあり」をテーマに日本郵便株式会社東北支社が作成し、10月30日から県内54の郵便局や象潟郷土資料館などで販売いたします。

博物館施設の利用状況及び新型コロナウイルス対策についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月29日から臨時休館した施設のうち、象潟郷土資料館、白瀬南極探検隊記念館、仁賀保勤労青少年ホーム展示室の3館は6月2日から、フェライト子ども科学館は、改修工事を経て8月3日から施設を再開しました。再開後の4館の入館者数は、8月24日現在、合計3,006人で、コロナ禍の移動自粛及び入館制限等の影響により、前年度を72.9%下回っております。

一方で、各施設では新型コロナウイルス対策を強化し、入館者と施設職員の感染防止に努めております。施設再開後、入館者全員に対して入館記録の記入や検温等を実施してまいりましたが、さらに8月1日からは、TDK歴史みらい館を加えた「にかほミュージアム連携協議会」5館が制定したガイドラインに基づき、市内博物館施設で統一した対策を実施しております。博物館施設から感染者を出すことのないよう、引き続き緊張感を持って取り組んでまいります。

最後に、コロナ禍におけるイベント等の中止についてであります。

8月から11月までに開催予定でありました「青少年育成にかほ市民会議の中学生リーダー研修会」、「首都圏の小学生が本市の授業を体験する教育留学」、「第11回鳥海山伝承芸能祭」、「第31回日本海に響け！太鼓の祭典。」、「池田修三木版画展まちびと美術館」は、中止が決定しております。以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告を終わります。

日程第4、報告第3号専決処分の報告について（専決第9号）から日程第7、報告第6号継続費精算報告書の報告についての報告4件、日程第8、議案第59号教育委員会委員の任命についてから日程第31、議案第82号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの議案24件、計28件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では私から、本議会に提出しております議案の要旨について御説明をさせていただきますと思います。

まず初めに、報告第3号専決処分の報告について（専決第9号）についてであります。

令和2年7月17日に市道曲師小屋・冬師山2号線にて、グレーチング蓋の跳ね上がりにより自家用車に与えた損傷について、令和2年8月7日付けで賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、報告第4号専決処分の報告について（専決第10号）です。

令和2年7月10日に院内字嶋田70番地にて、会計年度任用職員が職務中に走行車両に与えた損傷にして、令和2年8月10日付けで賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の令和元年度健全化判断比率及び公営企業の令和元年度資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、報告第6号継続費精算報告書の報告についてであります。

平成30年度から令和元年度まで2ヵ年度にわたり継続費を設定していた景観計画策定業務委託事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

続いて、議案第59号教育委員会委員の任命についてであります。

吉泉聡氏が令和2年11月30日をもって任期満了となるため、新たに佐藤道彦氏を適任者と認め、この任命について議会の同意を求めるものであります。

資料として履歴を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第60号及び61号についてであります。固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

令和2年11月30日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会の委員の候補者に、引き続き小幡正則氏と長沼幸子氏を選任したく、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

これについても履歴を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第62号固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

議案第60号及び第61号と同じく、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の候補者に、新たに小柳千鶴子氏を選任したく、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

これについても同じく履歴を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

議案第63号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに平野菊美氏を候補者としたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

これについても資料を添付しておりますので、よろしく御参照いただきたいと思います。

次に、議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これについては、職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第65号にかほ市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業に従事した職員に対し防疫等業務手当を支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第66号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第67号市道路線の認定についてであります。

畑字中ノ森地内に展望施設が完成したことに伴い、新たに市道グミノ木森6号線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号から73号までは、地方自治法の規定により、令和元年度の一般会計から農業集落排水事業特別会計までの歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

初めに、議案第68号令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額149億9,389万9,000円、歳出総額147億395万7,000円、翌年度に繰り越すべき財源は5,525万8,000円を差し引き、実質収支額は2億3,468万4,000円の黒字であります。

次に、議案第69号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額29億5,363万8,000円、歳出総額29億3,622万2,000円、実質収支額は1,741万6,000円の黒字となっております。

次に、議案第70号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額1億1,282万9,000円、歳出総額9,595万6,000円、実質収支額は1,687万3,000円の黒字となっております。

次に、議案第71号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3億1,551万円、歳出総額3億1,312万6,000円、実質収支額は238万4,000円の黒字となっております。

次に、議案第72号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額13億1,587万5,000円、歳出総額12億9,015万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源は456万9,000円、これを差し引き、実質収支額は2,114万7,000円の黒字となっております。

議案第73号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額4億4,456万7,000円、歳出総額4億3,723万9,000円、実質収支額は732万8,000円の黒字となっております。

次に、議案第74号及び75号については、地方公営企業法の規定により、令和元年度のガス事業会計及び水道事業会計の歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

初めに、議案第74号令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定についてであります。

収益的収入及び支出については、ガス事業収益が10億2,464万4,009円、ガス事業費用が5億3,950万4,017円、資本的収入及び支出については、資本的収入が1,853万5,100円、資本的支出が1億9,116万3,923円であります。

次に、議案第75号令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定についてであります。

水道事業収益が6億879万2,055円、水道事業費用が5億6,725万6,101円、資本的収入及び支出については、資本的収入が2億2,763万760円、資本的支出が4億1,886万7,439円となっております。

議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億838万4,000円を追加し、総額をそれぞれ188億7,527万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税では、普通交付税が52億3,831万円で確定したため、当初予算額との差額2億3,831万円を計上しております。国庫支出金では、国の一次補正に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、社会保障・税番号システム整備事業に係る補助金など合わせて1億5,597万8,000円を計上しております。寄附金では、一般寄附金として1,000万円を計上しております。市債では、象潟庁舎改修事業及びスクールバス車庫整備事業の工事実施などにより、合わせて1億6,832万5,000円を計上しております。また、地方法人課税における偏在是正措置に伴い創設された法人事業税交付金1,304万円を新たに予算化しております。

歳出の主なものは、人事異動等による人件費の調整のほか、議会費では、議会タブレット導入運用事業に係る購入費など505万8,000円を追加しております。総務費では、令和元年度の決算剰余金の確定に伴い、財政調整基金積立金1億1,734万2,000円を追加するほか、象潟庁舎空調熱源機器等更新工事関連経費2億1,985万円及びウェブ会議環境整備事業1,086万8,000円などを計上しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により解雇や雇い止めなど非自発的離職を余儀なくされた方々の早期再就職の促進と受け入れ事業者の事業規模の拡大等を支援するため、新たに雇用拡大奨励金制度を創設し、関係予算を計上しております。民生費では、前年度の実績精算による国県補助金等の返還金、合わせて948万6,000円、保育対策総合支援事業費補助金450万8,000円などを追加しております。農林水産業費では、防災重点ため池ハザードマップ作成委託料271万2,000円などを追加しております。商工費では、新たに空き家利活用促進モデル事業に係る借上げ料等143万4,000円を追加するほか、巾山スキー場の開設運営経費394万5,000円などを計上しております。土木費では、例年9月補正対応としている除雪費に1億3,366万9,000円を追加しております。教育費では、スクールバス車庫整備事業2,130万円、屋内運動施設整備事業の備品購入費1,500万円などを追加しております。

次に、議案第77号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ319万円を追加し、総額をそれぞれ26億4,487万5,000円とするものであります。

補正内容は、国保診療所の医療用機器購入に係る県補助金について施設勘定へ繰り出しするため、当該予算を計上したものであります。

歳入では、県支出金に国保診療所の医療用機器購入に係る特別交付金319万円を計上しております。

歳出では、総務費に国民健康保険事業特別会計施設勘定繰出金319万円を計上しております。

次に、議案第78号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ355万9,000円を追加し、総額をそれぞれ7,912万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、医療用機器購入に係る予算を計上する

ものであります。

歳入の主なものは、繰入金では、事業勘定繰入金や繰越金の確定による財政調整基金繰入金の減額調整などにより、合わせて591万3,000円を減額計上しております。

歳出では、医療費に医療用機器購入費319万円を計上しております。

次に、議案第79号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ258万2,000円を減額し、総額をそれぞれ12億7,390万9,000円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、繰越金及び資本費平準化債の確定による歳入予算の調整を行うものであります。

歳入の主なものは、繰入金では、繰越金及び資本費平準化債の確定による一般会計繰入金の調整により、3,552万8,000円を減額計上しております。市債では、資本費平準化債の起債額確定により、当初予算額との差額1,680万円を計上しております。

歳出では、総務費にポンプ施設・管路施設等修繕整備工事440万円を計上しております。

次に、議案第80号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,229万3,000円を追加し、総額をそれぞれ4億4,905万7,000円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、日本海沿岸東北自動車道建設工事に伴う下水道管移設補償工事に係る予算などを計上するものであります。

歳入の主なものは、諸収入では、日本海沿岸東北自動車道建設工事に伴う支障物件等補償費866万8,000円を計上しております。

歳出では、総務費に日本海沿岸自動車道建設工事に伴う下水道管移設補償工事に係る予算など、合わせて1,229万3,000円を計上しております。

次に、議案第81号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正内容は、人事異動等に伴う人件費の調整により、歳出予算の調整を行うものであります。

歳出において、ガス事業清算費に人事異動等に伴う人件費の調整額57万2,000円を計上しております。

議案第82号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に12万円を追加し、収益的収入の総額を6億1,857万7,000円とし、収益的支出の予定額から678万8,000円を減額し、収益的支出の総額を6億3,569万6,000円とするものであります。

資本的支出については、資本的収入の予定額に1,420万円を追加し、資本的収入の総額を1億7,534万6,000円とし、資本的支出の予定額に1,336万3,000円を追加し、資本的支出の総額を2億7,884万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整と、日本海沿岸自動車道建設に伴う水道管の移設に関する費用や料金会計システムの改修に要する費用及び検針用機器を更新する費用であります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤元君） 所用のため、暫時休憩します。再開を20分といたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時19分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第3号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、報告第3号専決処分の報告について（専決第9号）について御説明をいたします。

議案綴りは2ページをご覧ください。読み上げます。

専決処分書。

市は、令和2年7月17日午後1時30分頃に市道曲師小屋・冬師山2号線におきまして、グレーチング蓋跳ね上がりにより自家用車に与えた損害による損害賠償の額を次のとおり決定いたします。

1、損害賠償の額1万2,386円で、10割の賠償としております。

2の損害賠償の相手方ですが、専決処分書記載のとおりとなっております。

損害を与えた背景としましては、横断排水路に落ち蓋式のグレーチングを設置し路面の排水を行っておりますけれども、排水路の蓋の受け部分が経年劣化と車両通行の衝撃等により欠けておりました。このグレーチング上を通過した際、車両前輪で跳ね上げたグレーチングの角により後輪1本がパンクしたものでございます。

被害を受けられた方に謝意を申し上げ、令和2年8月7日、示談が成立しましたので、専決処分の上、本日報告いたします。

今後は、道路パトロールによりまして、破損等、一般車両等に危害を及ぼすような破損を発見した場合には、直ちに補修や通行規制の措置をとるなどの維持管理に努めてまいります。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額補填されます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第4号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、報告第4号専決処分の報告について（専決第10号）について補足説明いたします。

議案綴りの4ページをご覧ください。

このたびの専決処分については、令和2年7月10日に示談が成立したことにより報告するものです。

内容としては、令和2年7月10日に、にかほ市院内字嶋田地内において、天ヶ町境田2号線、通称すずらん通りでございます、役場2号線が接続する丁字路、にかほ保育園のところの角ですけれども、市の公用車が一時停止をしてすずらん通りに右折して進入する際に、すずらん通りからスマイル方面に右折してきた相手の方の車の後方に損傷を与えたものです。これは、市の公用車が右折する際に左側方面の注意を怠っていたことによるものです。

損害賠償の額、相手方については、この専決処分書に記載のとおりです。

御迷惑をおかけした方には深くお詫びを申し上げますとともに、今後はこのような事故を起こすことのないよう強く注意し、また公用車を運転する者として規則を順守し、安全運転に努めるよう厳しく自覚を求めたところです。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第5号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和元年度につきましても、全ての比率におきまして国の示す基準以下となっております。

議案書6ページの別紙表をご覧くださいと思います。

まず初めに、1番の健全化判断比率について御説明いたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれも赤字でないことから、比率数値はございません。

実質公債費比率は、9.2%、前年度比で0.5ポイント改善しております。この報告値は3カ年平均となりまして、その基礎となる単年度比率につきましては、平成29年度が10.53418%、平成30年度が9.64601%、令和元年度につきましては、市債の償還終了による地方債元利償還金の減少等により7.48290%、前年度比2.16311ポイント改善となっております。単年度比率では2.16ポイント改善しておりますけれども、平成29年度において熱回収施設等整備事業など大型事業の償還開始などで単年度比率が高く、3カ年平均では0.5ポイントの改善にとどまっているところでございます。

将来負担比率は、79.1%、前年度比で6.4ポイント悪化してございます。主な要因につきましては、令和元年度末において、ガス事業会計閉鎖のため財政調整基金から5億円をガス会計に貸し付けしたため、基金残高が一時的に減少したことなどによるものでございます。

2番の資金不足比率についてでございますが、いずれの会計におきましても資金不足となっていないため、比率数値はございません。繰り返しになりますが、全ての比率において国の示す基準以下となっており、本市財政は健全な状況にあるとみております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第6号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、報告第6号継続費精算報告書の報告についてでございます。

議案綴りは7ページ・8ページとなっております。

このことにつきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでありまして、補足事項はございません。

- 議長（佐藤元君） 次に、議案第59号について、教育次長。
- 教育次長（齋藤一樹君） 議案第59号教育委員会委員の任命につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりであり、補足事項はありません。以上です。
- 議長（佐藤元君） 次に、議案第60号から議案第62号について、総務部長。
- 総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） 議案第60号から62号についての固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、お手元に配付しております履歴のとおりでありますので、補足説明することはございません。
- 議長（佐藤元君） 次に、議案第63号について、市民福祉部長。
- 市民福祉部長（池田昭一君） 議案第63号人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しております履歴資料のとおりでありますので、補足説明は特にございませぬ。
- 議長（佐藤元君） 次に、議案第64号及び議案第65号について、総務部長。
- 総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） 初めに、議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

議案綴りの14ページからご覧ください。

今回の改正は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法の適正化を図るため、条例の一部を改正するものです。

15ページをお開きください。

これは、にかほ市一般職の職員の給与に関する条例中、第19条、勤務1時間当たりの給与額の算出において、これまでは給料月額と地域手当の合計額により算出していましたが、これに寒冷地手当を新たに加えるということとするものでございます。

なお、この条例は、令和2年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第65号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

議案綴りの16ページをご覧ください。

今回の改正については、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業に従事した職員に対し防疫等の業務手当を支給しようとするものです。

17ページをご覧ください。

3行目、附則に次の2項を加えるとありますが、その第4項にありますとおり、作業に従事した日1日につき3,000円、また、新型コロナウイルス感染症の患者もしくは疑いのある者の身体に接触または長時間接して行う場合は4,000円とするものです。

以上で補足説明を終わります。

- 議長（佐藤元君） 次に、議案第66号について、市民福祉部長。
- 市民福祉部長（池田昭一君） 議案第66号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

議案書は18ページからになりますが、改正箇所がたくさんありますので、配付しております説明資料に基づいて改正の要点を御説明いたします。

初めに、このたびの条例改正の理由であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正でございます。

次に、条例改正の要点であります。一つ目として、1号認定子ども（教育認定）・2号認定子ども（保育認定）の保育料の無償化に伴い、食材料費（副食費）の取り扱いが原則保護者負担に国の制度が改正されております。具体的には、これまでは保育料の中に食材料費が含まれていましたが、1・2号認定の子ども（3から5歳児）の保育料無償化により、年収360万円以上の世帯については、保護者の実費負担へと変わっております。ただし、年収360万円未満の世帯及び第3子以降については、副食費が免除されております。

参考まで、にかほ市では、保育料及び副食費が国の制度改正で無償化にならなかった世帯についても単独で助成を行い、全ての世帯を無償にしております。

二つ目として、一時預かり保育事業や病児保育事業等について、市町村の確認を受けた施設を無償化の対象施設とし、支給要件を満たした子どもが利用した費用を月1万1,300円を上限に支給することに国の制度が改正されております。具体的には、1号認定子どものうち、保育に欠けると認められた子どもは、「新2号認定」または「新3号認定」と認定されることにより、支給要件を満たすこととなります。

3つ目として、名称の変更が行われ、旧から新に条例中の名称が変更されております。

以上が条例改正の要点であります。附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用いたします。これは、内閣府令改正後1年を超えない期間内において市町村の条例改正を行うよう猶予期間が設けられたため、保育料等の無償化が始まった令和元年10月1日から適用するものでございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第67号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第67号市道路線の認定について補足説明をいたします。

議案綴りは35ページ・36ページとなっております。

認定する路線です。

路線番号32718、路線名がグミノ木森6号線です。起点が伊勢居地字グミノ木森2番12地先、終点が伊勢居地字グミノ木森1番9地先となっております。認定する道路延長が1,190メートル、幅員が5から25.0となっております。

この25.0となっておりますのは、終点部分が車の回転スペースとして広がっているからこのような表現となっております。

この道路につきましては、風力発電施設の建設に伴って、作業及び点検用として設置会社がアスファルト舗装し、さらに終点付近に展望施設を建設いたしました。この展望施設からは、鳥海山の全貌と山体崩壊の様子が海岸線までも一望できる絶景となっております。今後、にかほ市の新たな観光スポットとして、またジオを学ぶ上で格好の場所として一般交通も多く見込まれるため、市道に認定し、維持管理することとしたものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第68号から議案第73号について、会計管理者。

●会計管理者（渋谷憲夫君） 初めに、議案第68号について補足説明いたします。

お配りしております令和元年度一般会計・特別会計の決算概要を使いながら、主な点について申し上げます。

決算概要の2ページをお開きください。

上段の(1)決算収支の状況をご覧ください。

令和元年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が4.7%、歳出が4.6%、それぞれ前年を上回る規模となっております。市長の提案説明にありましたように、一般会計の実質収支は2億3,468万4,000円の黒字で、その2行下、当該年度のみ収支を表す単年度収支でも、4,475万1,000円の黒字となっております。ただし、この中には、実質的な黒字要素であります財政調整基金への積立金や地方債の繰上償還金、また、赤字要素であります財政調整基金の取り崩し額などが含まれております。この基金取り崩しは、主にガス事業会計5億円の資金貸付を行うため一時的に増加したものであり、これらを加減した実質単年度収支では、3億5,938万6,000円の赤字となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳入決算額を款ごとに前年度と比較したもので、上段を自主財源、下段を依存財源として区分しております。

歳入それぞれの増減要素について説明いたします。

自主財源のうち1款市税0.7%の減少は、法人市民税及び固定資産税の減などが主な要因です。

12款分担金及び負担金58.7%の減少は、幼児教育・保育等無償化に伴う保護者負担金の減と、最終処分場管理費分担金の減などが要因です。

17款寄附金780.4%の増加は、ふるさと納税の増収などが要因です。

18款繰入金196.8%の増加は、ガス事業会計廃止に伴う欠損金解消のための資金貸付などによる財政調整基金繰入金の増と、みらい創造基金などの特定目的基金の活用などが主な要因です。

また、依存財源のうち9款地方特例交付金195%の増加は、幼児教育・保育等の無償化に伴い、子ども・子育て支援臨時交付金の創設による増などが主な要因です。

10款地方交付税1.1%の増加は、普通交付税で法人税割の減による基準財政収入額の減額や、社会保障の充実に係る経費等、基準財政需用額の増などが主な要因です。

21款市債11.6%の減少は、前年度の平沢小出2号線道路改良事業や象潟公民館改修事業等の完了による減などが主な要因です。

次に、7ページをお開きください。

歳出決算額を、これも款ごとに前年度と比較したものです。

個々の主な増減要素について説明いたします。

2款総務費41.4%の増加は、ふるさと納税の増収に伴う基金積立ての増、旧上郷小学校利活用事業の増などが主な要因です。

3款民生費4.3%の増加は、障害福祉サービス利用者数の増、保育所等改修事業に係る保育所等整備交付金の増などが主な要因です。

4款衛生費10%の増加は、桂坂油汚泥処理事業や環境プラザ維持補修工事の増などが主な要因です。

6款農林水産業費6.3%の増加は、メガ団地等大規模園芸拠点整備事業や昭和堰改修事業の増などが主な要因です。

7款商工費50.4%の増加は、企業立地用地造成事業に係る造成工事や象潟ねむの丘等観光施設改修工事の増などが主な要因です。

8款土木費19.5%の減少は、前年度の平沢小出2号線道路改良事業の完了による減などが主な要因です。

10款教育費0.8%の減少は、屋内運動施設整備事業や象潟小学校プール施設改修事業、象潟野球場改修事業など、増えた事業もありましたが、前年度の象潟公民館改修事業やフェライト子ども科学館リニューアル事業等の完了による減などにより減少となったものです。

11款災害復旧費94.9%の減少は、前年度の象潟長岡線凍上災害道路復旧事業の完了による減などが要因です。

12款公債費23.1%の減少は、市債の任意繰上償還の縮小やその他償還終了などによるものです。

13款諸支出金の増は、ガス事業会計廃止に伴う欠損金解消のための資金貸付によるものです。

続きまして、議案第69号について補足説明いたします。

9ページをお開きください。

令和元年度国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で5.1%、歳出で5.8%、それぞれ前年度を上回っております。

10ページをお開きください。

歳入のうち(3)国民健康保険税の徴収実績では、合計欄の右から2列目になりますが、前年度に比べ、収入済額は全体で2.2%の増となっております。一般被保険者の医療給付費分が増えたのは、国保税率の改正によるものです。また、退職被保険者等の収入額が減っているのは、退職者医療制度の廃止によるものです。

下段の(4)歳出の状況では、3款国民健康保険事業納付金は前年度に比べ、約7,933万円増加しております。これは、平成30年度から財政運営の責任主体となった県への事業費納付金の増などが主な要因です。

次に、議案第70号について補足説明いたします。

11ページになります。

令和元年度国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で13%、歳出で14.2%、それぞれ前年度を上回っております。これは、小出院内診療所電子カルテシステムの更新に伴い、歳出委託費の増によるものです。

次に、議案第71号について補足説明いたします。

12ページをお開きください。

令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で1.7%、歳出で1.8%、それぞれ前年度を上回っております。これは、歳入保険料の増によるもので、高齢化による被保険者数の増加などが主な要因です。

次に、議案第72号について補足説明いたします。

13ページになります。

令和元年度公共下水道事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で7.4%、歳出で7.6%、それぞれ前年度を下回っております。これは、公共下水道工事の減少に伴い、歳出委託費及び工事請負費の減によるものです。

次に、議案第73号について補足説明いたします。

15ページをお開きください。

令和元年度農業集落排水事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で1.4%、歳出で0.5%、それぞれ前年度を上回っております。これは、歳出公債費の地方債元金償還額の増によるものです。

最後に、基金について説明させていただきます。

16ページをお開きください。

一般会計及び特別会計の基金の保有状況を載せております。令和元年度中に特別導入事業基金がなくなり、新たに森林環境譲与税基金を設けたため、基金数としては16基金と変わっておりません。中段のみらい創造基金、社会教育施設整備基金などは積み立てを増やし、上段の財政調整基金や地域振興基金、観光振興基金などは一般会計への繰入額を増やしております。また、特別会計では、国民健康保険財政調整基金では積み立てを増やし、国民健康保険診療所財政調整基金や農業集落排水事業減債基金では、それぞれの会計への繰入額を増やしております。表の右下、現在高合計では、前年度出納閉鎖時と比べ約2億3,536万1,000円減の51億1,811万4,501円となっております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第74号及び議案第75号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第74号令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定につきまして補足説明をいたします。

決算書の2ページ・3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。

ガスの販売など営業活動に伴う収益と費用で、決算額については記載のとおりですが、消費税込みの金額で表示してございます。

収入の決算額は、前年度比48.8%増の10億2,464万4,009円で、主な増加の原因は、ガス事業の未処理欠損金解消のために一般会計から5億円を借り入れしたことにより、営業外収益が大きく増加しております。

主な収入の内訳としましては、ガス事業製品売り上げのガス販売収益が4億3,444万7,293円となっており、収入額の42.4%を占めております。また、先に述べました営業外収益が5億4,162万8,101円で、収入額の52.9%を占めております。

一方、支出の決算額は、前年度比26.7%増の5億3,950万4,017円で、主な支出の内訳は、ガスの製造に要した採取製造費が2億2,568万9,458円で、41.8%、そして供給販売費が2億2,751万4,617円で、42.2%の割合となっております。

収支の差額は、4億8,514万円ほどになりますけれども、実質的な損益額につきましては税抜きと

なりますので、損益計算書で説明をいたします。

次に、4ページ・5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

公営企業の活動を行うために必要な施設の整備や拡充など、建設改良費に要した収入と支出です。

収入の決算額は1,853万5,100円で、公共下水道事業などからの負担金となっております。

一方、支出の決算額は1億9,116万3,923円で、主なものとしまして、建設改良費における公共下水道事業に伴うガス管の入替工事や経年管の入替工事、企業債償還金などとなっております。

収入額が支出額に不足する額の補填につきましては、4ページの一番下、小さい文字になっておりますが、こちらに記載のとおり、消費税関係の調整金と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、7ページからは財務諸表となっております。

9ページをご覧ください。

これ以降は消費税抜きの表示となっております。

損益計算書です。これは、当年度における経営状況を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と費用を記載しているものです。

表の一番上の1、製品売上、5の営業雑収益及び7の営業外収益、9の特別利益から、これらに対する費用ですが、2、3、4、6、8、10番を差し引いた結果、下から3行目の当年度純利益は、先に述べました一般会計からの借入金もあり、前年度に比べ4億1,645万円ほど増加し、4億6,168万7,222円の黒字決算となっております。これによりまして、当年度未処理欠損金は5億4,380万1,246円となります。最終的な未処理欠損金の回収については、余剰金計算書で説明をいたします。

令和元年度の損益は、ガス事業の民間譲渡へ向け、未処理欠損金を解消するための一般会計からの借入金などにより、前年度と比べ大幅な黒字決算となっております。しかしながら、16ページの事業報告書の概況への記載のとおり、人口減少などに加えて、オール電化住宅の普及や灯油など他の燃料との競合により需用家戸数は減少傾向がございます。今後は、民間企業の活力をもって、お客様にとってよりよいガス事業が運営されるよう期待しているところでございます。

続いて、10ページ・11ページをご覧ください。

剰余金計算書です。これは、剰余金が令和元年度にどのように増加したかを示したものでございます。

ガス事業では、先の3月定例会におきまして、ガス事業の資本金の額の減少について議決されたことを受けまして、10ページ下の表でございます、議会の議決による処分額として資本金の金額を原資による欠損金補填として処分しております。これによって、令和元年度において残存している5億4,380万1,246円の未処理欠損金が資本金の5億5,304万9,203円で補填されることによりまして、9億24万7,957円の利益剰余金が発生することになり、ガス事業の未処理欠損金が解消されます。

12ページ・13ページをお願いいたします。

貸借対照表です。これは、財務状況を明らかにするために、保有する全ての資産、市債及び資本を総括的に示したものです。

12ページ一番下の資産合計及び13ページの一番下の負債資本合計額が、ともに14億2,216万9,087円で、昨年度と比較しまして19.9%、2億3,642万3,236円の増加となっております。

15ページからは決算附属書類となっております。

22ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書です。キャッシュ・フロー計算書は、単年度における現金・預金である資金の出し入れの状況を表したものでございます。

下から3行目の資金増減額ですが、ガス事業の令和元年度における資金は3億5,764万8,996円の増となり、一番下の資金の期末残高は4億7,223万8,871円となっております。

23ページからは、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

議案第74号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第75号令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定につきまして補足説明をいたします。

資料は同じく30ページ・31ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。

決算額は記載のとおりで、ガス事業と同じ税込みの表示となっております。

収入の決算額は6億879万2,055円で、主なものは、給水収益を含む営業収益が5億1,519万5,363円で、全体の84.6%を占めております。

一方、支出の決算額は5億6,725万6,101円で、主なものとしまして、原水の取り入れから浄水設備、配水設備及び水質の維持などのための営業費用が5億3,480万4,992円で、94.3%の割合となっております。

収支の差額はプラスの4,153万5,000円ほどとなります。実質的な損益につきましては税抜きとなりますので、損益計算書で説明させていただきます。

次に、32ページ・33ページをご覧ください。

資本的収入及び支出となっております。

ガス事業と同じ建設改良など、将来の収益に対する支出とその財源となる収入です。

収入の決算額は2億2,763万760円で、主なものは、企業債と公共下水道事業からの負担金、旧簡易水道施設に係る借入金の元利償還分としての一般会計からの出資金、ガス事業会計からの貸付償還金となっております。

一方、支出の決算額は4億1,886万7,439円で、主なものとしまして、建設改良費における一般国道7号、遊佐象潟道路事業に伴う大道地内水道管入替工事、横根第2水源更新工事、畑地区の基盤整備事業に伴う水道管移設工事、公共下水道工事に伴う水道管入替工事、石綿セメント管更新工事などが2億6,380万ほどで、全体の63%となっております。

収入額が支出額に不足する額につきましては、32ページ一番下の小さい文字で記載しているとおりでございます。

次に、37ページをご覧ください。

損益計算書です。これ以降は税抜き表示となっております。

表の一番上の1の(1)給水収益4億5,596万4,483円は、前年度比で4.5%、2,170万ほどの減収となっております。これは、44ページの概況にもあるように、人口減少等による給水戸数の使用量の減によるものと分析しております。

令和元年度の営業利益ですが、下から3行目、当年度純利益は1,479万4,303円の黒字決算となっております。これにより、一番下の当年度未処分利益剰余金は、2億4,305万4,705円となっております。

次の38ページ・39ページをご覧ください。

剰余金計算書です。

38ページの下の方、令和元年度にかほ市水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

上から三つ目の項目、条例による処分額1,215万2,735円は、にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、繰越利益剰余金の20分の1の額を減債積立金に積み立てるものでございます。

次の40ページ・41ページをご覧ください。貸借対照表です。

40ページ一番下の資産合計及び41ページ一番下の負債資本合計が、ともに74億445万8,470円で、前年度比0.4%、2,967万円ほどの減少となっており、前年度未収金の減少によるものと分析しております。

次の43ページからは決算附属資料となっております。

50ページをお願いいたします。

水道事業のキャッシュ・フロー計算書です。

下から3行目、資金増減額ですが、水道事業の令和元年度における資金は4,315万629円の増加となり、一番下の資本金の期末残高は5億6,103万6,464円となります。

次の51ページからは、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。須藤代表監査委員。

●代表監査委員（須藤金悦君） 監査委員を代表して、私の方から報告させていただきます。

使う資料は、一般会計・特別会計の決算審査意見書と公営企業会計決算審査意見書、2冊を使用しますので御準備をお願いいたします。

最初に、一般会計・特別会計の決算審査意見書の3枚目をお開きください。

令和元年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付されました令和元年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査をいたしましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1ページをお開きください。

審査の対象は、令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算及び五つの特別会計です。

審査の期間は、令和2年6月30日から8月21日まで行いました。

審査の方法は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査をいたしました。

審査の結果及び意見。審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、6ページをお願いします。

中段7のむすびでございませう。

本市の令和元年度の財政状況については、一般財源の根幹をなす市税は昨年度と比べ、0.7%減少しています。これは、市内主要製造企業等の業績低下に伴い、法人市民税が13.2%減少したことに加え、地価の下落や償却資産の課税特例、減価償却などで固定資産税が伸びないためであります。今後は、人口減少や景気の不透明感、加えて新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気後退による地域経済への影響は必至であるため、さらなる減少が見込まれます。

地方交付税については、合併時の激変緩和措置の段階的縮小があったものの、基準財政需用額などの増加により1.1%増加しましたが、今後も地方交付税の合併算定替えによる減少や人口減少などで多くを期待できる状況ではありません。特別会計を加えた市債残高については、272億4,294万5,000円で、一般会計の予算規模を上回り、財政運営は厳しい状態が続くことが予想されます。平成19年度からの累計で68億3,205万2,000円の繰上償還を行っており、財政調整基金に必要な積み立てを行うなど、将来を見据えた財政上の措置も講じられており、評価できます。

令和元年度は、ふるさと納税制度の活用を推進した結果、前年度の3,818万8,000円から9.1倍の3億4,654万1,000円のふるさと納税があり、財政改革への取り組みがみられました。また、合併時からの懸案である屋内運動施設の建設にも着手しました。

こうした財政状況の中で、国県の新たな方針、社会情勢・経済動向など情報を適宜収集し、実施計画の見直しなど行財政改革推進と合わせ、施策・事業全般の精査と継続的な見直しなどが効率的・効果的に行われるような行政執行が必要になってきます。

今後も引き続き、まちづくりの基本理念を踏まえ、計画的・積極的の市民と行政が知恵を出し合い、最重要施策である第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略を積極的に推進し、人口減少の抑制、やりがいのある産業振興による仕事づくり、移住・定住、少子化対策など、市民が生き生きと笑顔にあふれ、幸せを実感できるよう、また、第4次行財政改革大綱に基づき事務事業の効率化と職員一人一人の意識改革、能力向上に努め、最小の経費で最大の効果を発揮するようコスト削減等に取り組み、将来に安心感を持てる持続可能な行財政運営の実現に向けて邁進されることを望むものであります。

次に、40ページをお願いいたします。

令和元年度基金運用状況の審査意見でございませう。

審査の対象は、令和元年度にかほ市奨学資金貸付基金ほか三つの基金です。

審査の期間は、令和2年6月30日から8月21日まで行いました。

審査の方法は、各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い確実かつ効率的に運用されているかについて審査をいたしました。

審査の結果、各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し、正確であると認められました。

次に、別冊の令和元年度公営企業会計の決算審査意見書を願ひいたします。

3枚目を開いてください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、令和元年度にかほ市ガス事業会計決算、同水道事業会計決算並びにその関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1ページをお開きください。

令和元年度公営企業会計決算審査意見。

審査の対象は、令和元年度にかほ市ガス事業会計決算、同水道事業会計決算です。

審査の期間は、令和2年6月30日から8月21日までです。

審査の方法。審査に当たっては、各事業会計決算書等が関係法令に準拠して作成され、その計数は正確か、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類等との照合など、必要と認める審査を実施しました。また、関係書類、帳簿について、関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果及び意見。審査に付されました各事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認められました。

次に、8ページを願ひいたします。

6のむすびになります。

ガス事業の経営状況は、ガス事業会計の廃止に伴う欠損金解消を図るため、一般会計から5億円を借り入れたことにより営業外収益が増加したことから、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益は4億6,168万7,000円となり、黒字となりました。

ガス事業は、他エネルギーとの競争に加え人口減少などから需要家及び販売量の減少が続き、厳しい状況にあります。

平成29年4月1日に始まった都市ガスの小売全面自由化を契機とし、経営環境の変化に対応するのが困難なことから、民営化に向けた譲渡先の公募を行い、令和2年4月1日、東海ガス株式会社の子会社である、にかほガス株式会社へ事業譲渡しました。

安心安全なガスの供給を続けてきた公営事業としてのガス事業は、令和元年度が最終年度となり、合併前の旧象潟町では昭和29年7月、旧金浦町で昭和32年5月、旧仁賀保町で昭和36年4月から始まった公営ガス事業は、約66年間で終了することになりました。この間、ガスの安定供給に努め、日夜、施設の維持や管理に当たってこられたことに敬意を表するものであります。

このことから、令和元年度決算が最終決算となっています。

ガス事業は、譲渡先であるにかほガス株式会社が運営を行っていますが、経営環境に柔軟に対応し、本市における需要家のために安心安全で安定的なガスの供給を期待するものであります。

次に、25ページをお願いいたします。

6の水道事業のむすびになります。

水道事業の経営状況は、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益は、前年度3,613万6,000円から2,134万2,000円下回る1,479万4,000円の黒字となっています。

その要因は、人口減少等や大口需要家であった企業の撤退で給水収益が減少しているのに加え、減価償却費などの維持管理費が増加したからであります。

令和元年度には、小滝地区において大口径の石綿セメント管更新事業を実施し、令和2年度までに完成するとしています。また、横根第2水源井戸を更新するためのボーリングをした結果、1日当たり900立方メートルの原水量を確保できることを確認したことから、令和元年度に導水管との接続を行う水源工事を行い、完成後の令和元年9月末から運用を開始しています。

今後、さらに人口減少等により給水収益の減少や維持管理経費の増加が見込まれ、厳しい経営環境が想定されることから、将来を見据えた計画のもとに健全な経営、事業執行に努める必要があります。

以上で審査意見書の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） 昼食のため、休憩をします。再開を1時20分とします。

午後0時13分 休 憩

午後1時18分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第76号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の企画調整部関係の主な内容につきまして補足説明いたします。

初めに、補正予算書の7ページをご覧ください。

第3表、地方債補正についてであります。

象潟庁舎改修事業及びスクールバス車庫整備事業は、工事請負費にかかる起債充当額を増額し、変更となったものでございます。

その下、臨時財政対策債は、発行可能額が3億112万5,000円に確定したことから減額するものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

補正予算書の10ページの上段になります。

9款1項1目1節地方交付税2億3,831万円の増額は、本年度の交付額が52億3,831万円に確定したこと

から、当初予算で計上済みの50億円との差額分を増額補正するものであります。

次に、下段の13款2項1目1節総務費補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,885万円は、コロナ対策費の国の一次補正分として額が確定したため、増額補正しているものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の17款2項1目財政調整基金繰入金2億3,743万7,000円の減額は、歳入歳出予算の調整により減額するものでございます。

その下、みらい創造基金繰入金1,500万円の増額は、屋内運動施設の備品購入に充てるため繰り入れするものでございます。

その下の18款1項1目繰越金2億3,468万2,000円の増額は、前年度の実質収支が確定したことから計上するものでございます。

下段になりますが、20款市債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で申し上げましたとおり、それぞれの起債額の変更でございます。

続いて、歳出の補正内容について御説明いたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

2款1項2目財政管理費の24節積立金1億1,734万2,000円は、前年度実質収支額の確定によりまして、その2分の1を積み立てるものでございます。本補正予算後の財政調整基金残高は、22億2,815万5,000円となります。

下段の9目企画費24節積立金715万は、1,000万円の一般寄附金のうち、教育費への充当残を地域振興基金に積み立てるものでございます。

次のページ、17ページ上段になります。

11目の交流促進事業費18節負担金補助及び交付金199万円は、関地区、下荒屋地区、荒小屋地区の3自治会への集会施設整備の補助金でございます。

12目情報管理費1,127万6,000円のうち10節需用費から17節備品購入費までの1,086万8,000円分につきましては、ウェブ会議等の環境整備事業に要する経費であります。象潟、金浦、仁賀保の3庁舎と教育委員会が入る金浦公民館でウェブ会議等が容易に実施できるよう、環境の整備を進めるものでございます。

企画調整部関連は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、総務部関係について補足説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正についてです。

2款総務費1項総務管理費の象潟庁舎改修事業2億1,987万円を繰越明許費に追加するものです。これは象潟庁舎の空調熱源機器等の更新工事を行うもので、これに関連する事業費は、今回の補正予算の2款1項4目財産管理費に計上しております。

この工事を施工するに当たり、機器製造に三、四ヵ月程度の期間を要し、また、事務室内の工事

にかかわる執務スペースの移動や確保のための調整が必要なこと、さらには、施工時期が冷暖房機を使用しない時期に限られることから、年度内に支出を終えることができないため繰り越すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページをご覧ください。

16款1項1目一般寄附金の1,000万円については、奥様がにかほ市出身であります東京都大田区在住の方から寄附の申し出をいただき、7月13日に入金いただいたものであります。この寄附金につきましては、地域振興や児童・生徒の学習環境の整備などに役立てたいと考えております。

14ページをご覧ください。

21款1項1目法人事業税交付金1,304万円については、地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人市民税、法人税割の減収分を補填するため、令和2年度から法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度であります。今回の補正は、このたび秋田県から交付額が示されたことにより補正するものです。

続いて、歳出について説明いたします。

初めに、このたびの補正の各課目の人件費については、年度当初の定期の人事異動や新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的人事異動に伴う給与等の組み替えや、市町村職員組合共済組合の今年度の負担率に基づく負担金の増額など、所要の調整を行うものです。また、会計年度任用職員の人件費については、当初予算では給料表の同一の号級により積算して予算を計上しておりましたが、任用した職員の職種や学歴等に応じて上位に格付されることから、各課目の1節報酬及び3節職員手当について増額し、今回調整を行ったものです。

次に、16ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費12節委託料400万円については、繰越明許費において説明しました象潟庁舎空調熱源機器等更新工事に係る管理業務を委託するものです。

また、14節工事請負費2億2,265万円については、説明欄の管理施設関係工事250万円につきましては、仁賀保高校校門付近の市有地に車両の待機スペースを整備するものです。高校生の登下校時には、生徒の送迎用の車や一般の方の車両及び商用車両などがこの付近を通行または停車しているため、交通安全に支障を来しております。このため、このスペースに停車している車両を移動されることにより、混雑を回避し、円滑かつ安全な通行を確保するものであります。

次に、庁舎関係工事2億2,015万円については、先ほど繰越明許費で説明しました象潟庁舎の空調熱源機器更新工事2億1,585万円と、仁賀保庁舎のガス管入替工事430万円を合わせた金額となっております。象潟庁舎の空調熱源機器は平成6年から使用し、25年以上経過したために老朽化によるトラブルも多く、これ以上の使用に耐えられないような状況にあります。また、仁賀保庁舎のガス管においては、漏えい箇所があり、ガスコンロ等が使用できない状況にあるため、今回入れ替えを行うものです。

18ページをご覧ください。

2款2項1目税務総務費22節償還金利子及び割引料100万円は、過年度過誤納付還付金のうち法人市

民税還付金について、今後不足する見込みのため補正するものであります。

総務部関係は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、市民福祉部関係について補足説明を申し上げます。

10ページをご覧ください。

歳入です。下段です。13款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金の下段、社会保障・税番号制度システム整備費補助金747万3,000円は、戸籍法の一部改正により戸籍事務にマイナンバーカードを利用することが可能となったことから、戸籍の付票と住基システムを連携させるネットワーク構築のためのシステム改修に対する補助金であります。補助率は10分の10であります。

次のページ、11ページをご覧ください。

13款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金90万4,000円の上段、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システムの改修に対する国庫補助金であります。下段の補助金は、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修に対する国庫補助金であります。補助率はそれぞれ2分の1であります。

その下の2節児童福祉費補助金の上段、子ども・子育て支援事業補助金69万6,000円は、保育園・こども園の一時預かり事業の基準額の増額に伴う国庫補助金の増額であります。補助率は3分の1であります。また、同事業の県補助金として、下段の14款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金に同額の69万6,000円を計上しております。補助率は同じく3分の1であります。

戻りまして、2節の児童福祉費補助金の下段、保育対策総合支援費補助金450万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として各保育園・こども園で購入する備品等、マスク、消毒薬、体温計、ハンドソープなどへの補助金であります。補助率は10分の10であります。

次に、歳出について説明いたします。

18ページをご覧ください。

下段です。2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料747万4,000円は、住基システムと戸籍付票システムを連携させるネットワーク構築のためのシステム改修委託料であります。住基システム改修分は248万円、戸籍付票システム改修分が499万4,000円であります。

20ページをご覧ください。

中段です。3款1項3目障がい者福祉費12節委託料の障がい者自立支援給付審査支払等システム改修委託料132万円は、次年度からの障がい福祉サービスの利用料金改定に伴うシステム改修委託料であります。

22ページをご覧ください。

上段一番上です。3款2項1目児童福祉総務費12節委託料の金浦学童保育クラブ非常用階段設置工事設計委託料49万2,000円は、体育館2階からの非常用階段を設置するための設計委託料であります。

その下の18節負担金補助及び交付金の児童遊園地等整備費補助金の60万7,000円は、長岡自治会の遊園地防護柵改修に対する補助金であります。補助率は3分の2であります。

その下、保育対策総合支援事業費補助金450万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として

各保育園・こども園で購入するマスク、消毒薬、体温計等への補助金であります。

次に、3款2項2目児童運営費18節負担金補助及び交付金の一時預かり事業費補助金209万円は、保育園・こども園の一時預かり事業の国基準額の増額に伴う補助金の増額補正であります。

次のページ、23ページをご覧ください。

3款3項1目生活保護総務費12節委託料の生活保護システム改修委託料66万円は、制度改正に伴うシステム改修委託料であります。

次のページ、24ページをご覧ください。

下段です。4款1項5目保健センター管理費12節委託料の施設管理委託料109万3,000円は、スマイルの会計年度任用職員の管理人が退職したことから、施設管理をシルバー人材センターに委託するために委託料で報酬からの予算の組み替えであります。

次のページ、25ページをご覧ください。

4款2項2目環境プラザ運営費12節委託料の再商品化実施委託料230万7,000円は、市内の障がい者施設、ジョブハウス、鳥海フォス、さん・とらっぷに委託しているペットボトルキャップの洗浄・分別、スプレー缶の穴開け、小型家電製品の解体などに対する委託料の増額補正であります。

その下の3目最終処分場管理費14節工事請負費270万円は、次のページ上段にありますように、仁賀保一般廃棄物最終処分場の浸透水をくみ上げる原水ポンプ修繕工事として60万円、屋根の軒先修繕工事として210万円であります。

市民福祉部関係の補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の農林水産建設部関連の補足説明をいたします。

最初に、補正予算書11ページをご覧ください。

歳入です。一番下になります。14款2項4目1節農業費補助金160万円につきましては、防災重点ため池のハザードマップ作成に係る県からの補助金となっております。

続いて、12ページ一番上をご覧ください。

14款3項6目2節道路橋梁費委託金699万9,000円につきましては、県道の除雪委託金として計上しております。

次に、歳出を申し上げます。

補正予算書は27ページをご覧ください。

一番上からでございます。6款1項6目農村整備総務費10節需用費49万5,000円につきましては、象潟地内四隅池の配水能力向上のため、配水管を増設する費用となっております。

その下、12節委託料491万2,000円の増額につきましては、歳入で申しあげました防災重点ため池ハザードマップ作成業務委託料として271万2,000円、勢至公園内のため池浚渫業務委託料として220万円を計上しております。

27節繰出金307万1,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、農業集落排水事業特別会計の収支調整により補正するものでございます。

次に、その下、7目中山間地域振興費12節委託料150万3,000円の増額につきましては、新たに測量の申し込みがあった50.3ヘクタールの農用地につきまして、傾斜測定を含む測量委託料となっております。

続いて、28ページをご覧ください。

6款3項2目水産振興費の12節委託料44万円の増額につきましては、川袋川、奈曾川河口に堆積した砂の除去作業に係る費用で、サケの遡上前に施工するために補正をお願いしております。

次に、31ページをご覧ください。

中段でございます。8款2項3目道路新設改良費14節工事請負費160万円の増額につきましては、本定例会におきまして認定をお願いしております、市道を含む県道から終点までの2.5キロメートルにおいて外側線を施工するための費用となっております。

8款2項5目除雪費の合計1億3,366万9,000円の増額につきましては、今期の除雪作業に係る経費として16名の会計年度任用職員の報酬1,300万円、凍結防止剤やスノーポールなどの消耗品として800万円、除雪車両の燃料費として700万円、消雪パイプロードヒーティングの運転に係る電気及びガス代金として光熱水費に170万円、除雪車両の点検や特定自主検査及びシーズン中の故障に対応するための修繕料として1,500万円、除雪業務の委託料として6,000万円、除雪車両のリース代金として使用料及び賃借料に2,861万円などを補正計上しております。

32ページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費27節繰出金3,552万8,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の収支調整により補正するものでございます。

農林水産建設部関連の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、商工観光部関係について補足説明申し上げます。

17ページをお開きください。

歳出です。中段、2款1項14目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の18節負担金補助及び交付金1,500万円、説明欄、雇用拡大奨励金は、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇止めなどにより離職を余儀なくされる方々を地元事業者が雇用した場合に雇用奨励金を支給するというものでございまして、正規・非正規と合わせて約70人分を想定しているものでございます。

その下、19節扶助費63万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により市内企業で技能実習生として勤務されている皆さんに収入減少が生じていることから、生活支援のため商品券の支給をするもので、1人1万5,000円の42人分を計上しているものでございます。

次に、28ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金の企業立地促進条例補助金125万円は、設備投資による雇用の促進助成金4社5名分の助成金でございます。

続いて、その下、3目地方創生費では、移住定住対策住宅の事業として10節の需用費9万円、役務費5万円、29ページに移りまして12節委託料のうちの5万4,000円、それと13節使用料及び賃借料69万円、17節備品購入費55万円、これら合計で143万4,000円になりますが、空き家住宅2棟を市で借り

上げまして移住促進に使用する事業費とすることでございます。

また、12節委託料の説明欄、企業人材確保支援事業委託料、これは、コロナ禍の中、市内企業のオンラインでの求人活動を支援する事業で、57万8,000円を計上しております。

その下、18節負担金補助及び交付金70万円は、空き家の利活用促進のための不動産会計の仲介手数料を負担する空き家仲介手数料補助金、それと若者夫婦・子育て世帯の空き家購入を奨励する事業、それぞれの実績を見て増額するものでございます。

次に、37ページ、中段、10款5項保健体育館2目屋内運動施設管理費17節の備品購入費は、4月1日オープンを目指しております現在建設中の屋内運動施設で使用する備品関係の購入費1,500万円を計上しているものでございます。

商工観光部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（加藤十二君） それでは、消防本部関係になります。

補正予算書13ページ中段になります。19款5項6目1節雑入のうち消防団員安全装備品整備等助成金86万3,000円についてですが、今年度当初に消防団員公務災害補償等共済基金に申請しました助成金が6月下旬に決定したことによる補正であります。内容は、消防団員の防火衣及び防火長靴等の安全装備品整備事業の5年目に当たるもので、歳出では当初予算の歳出の9款1項2目に一般財源で194万1,000円を計上しておりますが、このたびの助成金決定により、今回の補正予算書33ページ上段の非常備消防費の財源振り替えとして計上しております。

消防本部に関する補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

主なものを説明いたします。

歳出でございます。

補正予算書の33ページをご覧ください。

下の段でございます。10款教育費1項教育総務費2目事務局費のうち14節工事請負費の象潟スクールバス車庫建築工事2,080万円についてであります。これは、象潟スクールバス4台分の車庫を、現在駐車している象潟中学校体育館の前、市バス車庫の隣に建築するものでございます。

続きまして、34ページをご覧ください。

中段でございます。10款2項小学校費2目教育振興費17節備品購入費211万2,000円は、電子黒板を4小学校に購入するものです。また、35ページの上の方、10款3項中学校費2目教育振興費17節備品購入費73万8,000円は、電子ピアノを3中学校に購入するものです。これらの備品の購入は、先ほど総務部長の補足説明にありました1,000万円の一般寄附金の一部を教育振興のために充当するものでございます。備品の購入に当たりましては、小学校や中学校の要望を聞き、小学校はICT教育の充実を図るために電子黒板、中学校は合唱の練習などに使うための電子ピアノとしたものでございます。

続きまして、36ページをご覧ください。

中段でございます。10款4項の社会教育費6目の仁賀保勤労青少年ホーム管理費12節委託料の全館オンライン学習対応環境整備委託料380万円についてであります。現在のコロナ禍におきましては、従来の集客しての文化活動が難しい状況にあるため、仁賀保勤労青少年ホーム全館にWi-Fi環境を整備し、コンサートや舞踊などのオンライン配信、リモート会議や研修などを可能にするものでございます。

なお、今年度は10月31日、11月1日に予定しております文化祭の発表部門を無観客で開催し、オンライン配信を予定してるところでございます。

教育委員会関係は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第77号及び議案第78号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 議案第77号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について及び議案第78号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）については、先ほど市長が申し上げましたとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第79号から議案第82号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第79号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書は7ページをご覧ください。

歳入です。5款1項1目繰越金の1,614万6,000円及びその下、7款1項1目下水道事業債、資本費平準化債1,680万円を額の確定によりましてそれぞれ増額し、一番上にごさいます一般会計繰入金を収支調整により減額補正いたします。

歳出は、補正予算書8ページをご覧ください。

一番上です。1款1項2目管渠管理費14節工事請負費440万円の増額につきましては、金浦地内久根添中継ポンプ場の汚水ポンプの絶縁抵抗値の低下があり、漏電が発生しているため、今回分解整備を行う費用としております。

議案第79号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第80号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書は6ページをご覧ください。

歳入です。中段の5款1項1目繰越金732万6,000円は、額の確定により増額し、その下、7款2項1目雑入、支障物件等補償費866万8,000円につきましては、補償額を増額し、一般会計繰入金を収支調整により減額補正いたします。

次に、歳出はその下、7ページとなっております。

1款1項1目一般管理費12節委託料609万4,000円及び14節工事請負費257万4,000円につきましては、日本海沿岸東北自動車道遊佐象潟道路におきまして支障となる大須郷地内の農業集落排水施設についての設計委託料と仮設配管の工事請負代金としております。

補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第81号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでありますので、補足事項はございません。

続いて、議案第82号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書は4ページをご覧ください。

収入の1款2項2目1節一般会計補助金12万円の増額につきましては、人事異動に伴う児童手当を補正するものでございます。

支出の1款1項1目、2目及び5目の給与等に関する補正につきましても、人事異動による支払額の補正となっております。

また、1目20節委託料91万6,000円の増額及び5目20節委託料18万9,000円の増額につきましては、包括的業務委託業者に支払う時間外業務の費用となっております。

6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出についてでございます。

収入の欄です。1款2項1目1節工事負担金の1,420万円の増額につきましては、日沿道遊佐象潟道路におきまして、大須郷地内及び洗釜地内の水道管移設を求められております。これに伴う工事補償金となっております。

支出の1款1項1目拡張改良費の給与関連の補正は、人事異動による支払額の補正でございます。

20節委託料420万円と40節工事請負費1,000万円の増額につきましては、遊佐象潟道路、大須郷地内及び洗釜地内の水道管移設に伴う設計委託料と仮設配管費用となっております。

次に、2目業務設備費20節委託料690万8,000円の増額につきましては、公営企業会計及び水道料金調整システムをウィンドウズ10対応に改修する費用となっております。

43節固定資産購入費224万円の増額につきましては、検針業務用管理ターミナル倉庫で使用するスチールラック、発電機運搬用具の購入代金として補正をお願いしております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第59号から議案第63号の5件の議案についての質疑、討論、採決を行います。

なお、議案第59号から議案第63号の議案5件は、人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。

これから議案第59号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第59号についての質疑を終わります。

次に、議案第60号から議案第62号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第60号から議案第62号までの質疑を終わります。

次に、議案第63号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第63号についての質疑を終わります。

これから議案第59号教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番佐々木孝二議員、3番小川正文議員、4番伊東温子議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（佐藤元君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 配付漏れなしと認めます。

なお、無記名投票においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって反対とみなします。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（佐藤元君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（佐藤元君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。2番佐々木孝二議員、3番小川正文議員、4番伊東温子議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐々木孝二議員、小川正文議員、伊東温子議員、立ち会いの上、開票】

●議長（佐藤元君） 開票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成16票、反対1票。以上のとおり、賛成が多数です。したがって、議案第59号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（佐藤元君） これから議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第62号固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第62号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

これから議案第63号人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第63号は、推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

日程第32、議提第4号事務検査に関する決議についてを議題にします。

提出者の15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） 議提第4号事務検査に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月1日提出 にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。賛成者、同じく佐藤治一。同じく齋藤光春。同じく宮崎信一。同じく佐々木春男。同じく佐々木敏春。同じく佐藤文昭でございます。

事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

1、検査期日。令和2年9月8日（火曜日）から9月15日（火曜日）まで。ただし、休会日を除く。

検査事項。令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項。

検査方法。(1)関係書類及び計算書の提出を求める。(2)検査は、各一般会計決算特別小委員会に所管事務を付託して行う。

検査権限。地方自治法第98条第1項の権限を各一般会計決算特別小委員会に委任する。

以上、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤元君） これから議提第4号事務検査に関する決議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号についての質疑を終わります。

次に、議提第4号事務検査に関する決議についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。

これから議提第4号事務検査に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第4号事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時15分 散 会

